

# **新宿区地域防災計画（令和 5 年度修正）**

## **概 要 版**

**新宿区防災会議**

# 第1部 新宿区地域防災計画の修正概要について

## 1 計画の目的・性格

新宿区地域防災計画は、自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第42条に基づき、新宿区防災会議が作成します。

本計画は、区及び防災機関の責任を明確にするとともに、区の処理すべき事務又は業務を中心として、防災機関が処理する事務又は業務を包含し、それらを有機的に結合する計画です。

この概要版では、令和3年度以降の各法令の改正や東京都地域防災計画の修正、区の防災対策の取り組み等を受けて今年度修正を行っている地域防災計画のうち、震災対策計画編、風水害対策計画編、富士山噴火降灰対策計画編及び南海トラフ地震等防災対策計画編について記載しています。

## 2 令和5年度修正の背景

区は、令和元年度に、災害時における受援体制等の強化を目的とした新宿区受援応援計画や、被災からの迅速な復興を果たすための新宿区震災復興マニュアルを策定したほか、避難勧告と避難指示の一本化や非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用等に関する災害対策基本法改正、東京都地域防災計画震災編（令和元年7月）、風水害編（令和3年1月）及び大規模事故編（令和3年1月）の修正を踏まえ、令和3年度に新宿区地域防災計画の修正を行い、防災対策を推進してきました。

その後、都においては、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しを行うとともに、令和4年12月にTOKYO強靱化プロジェクトを策定し、令和5年5月に東京都地域防災計画震災編の修正を行いました。同計画では、前回の減災目標の設定から10年が経過したことから、この間の住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化など、東京を取り巻く環境の変化等を踏まえた課題を整理し、2030年度までに達成すべき新たな減災目標を定め、必要な取り組みについて見直しを図っています。

区においても、これらの状況を踏まえ、各関係法令等の改正、TOKYO強靱化プロジェクト公表や東京都地域防災計画修正のほか、区の防災対策の取り組み等を現計画に反映させ、近年の災害教訓や最新の防災対策を加えた実効性の高い計画とすることを目的として、新宿区地域防災計画の修正を行いました。

## 3 計画の構成

計画の全体構成は、「総則、震災対策計画、風水害対策計画、大規模事故等対策計画、富士山噴火降灰対策計画、南海トラフ地震等防災対策計画」の6編構成としました。

富士山噴火降灰対策計画は、中央防災会議防災対策実行会議に設置された「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が、令和2年4月に公表した降灰シミュレーションにおいて、新宿区付近も累積で10cm弱の降灰被害が予想され、区内で様々な被害や影響が生じるおそれがあるため、新たに策定した計画になります。

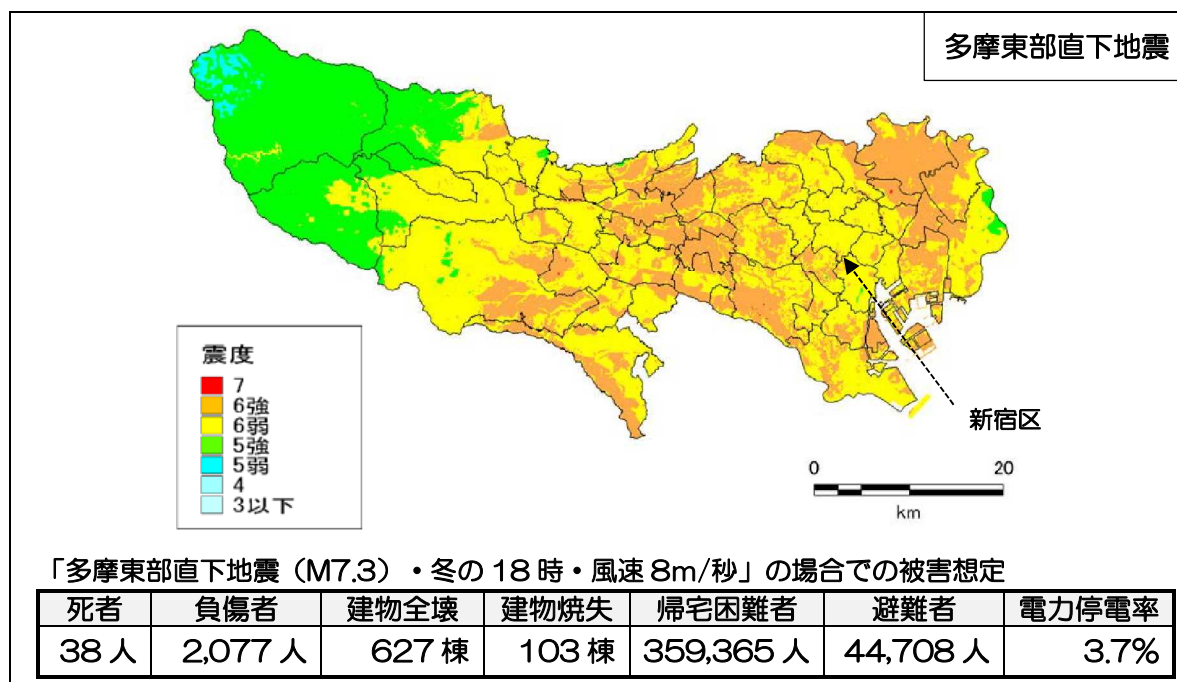
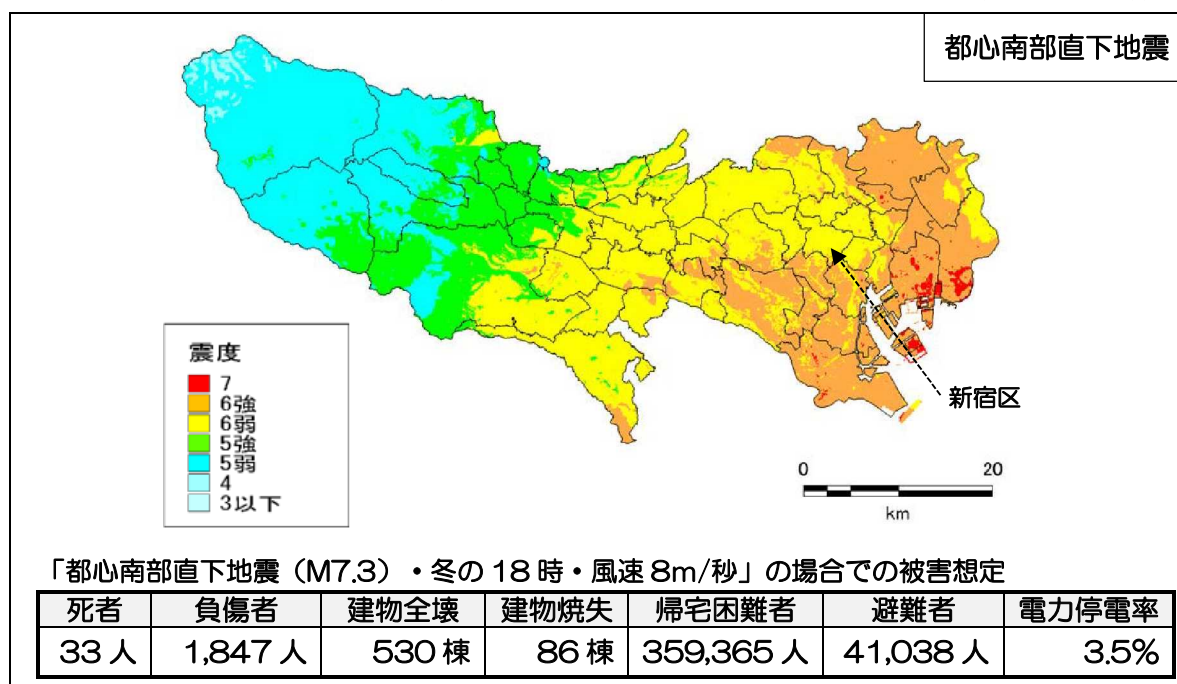
また、南海トラフ地震等防災対策計画は、東京都地域防災計画震災編（令和5年5月）において、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた南海トラフ地震等防災対策について定めていることから、新宿区地域防災計画（令和3年度修正）における「東海地震災害事前対策」を再編し、策定した計画になります。

#### 4 想定される災害

令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、都心南部直下地震（M7.3）及び多摩東部直下地震（M7.3）の場合、震度6弱あるいは6強の揺れによる被害が想定されています。（発生確率：30年以内70%）

| 想定地震     |      | 区分  | 5強以下  | 6弱    | 6強    | 7    |
|----------|------|-----|-------|-------|-------|------|
| 都心南部直下地震 | M7.3 | 東京都 | 41.7% | 34.9% | 22.6% | 0.8% |
|          |      | 新宿区 | 0.0%  | 93.0% | 7.0%  | 0.0% |
| 多摩東部直下地震 |      | 東京都 | 22.9% | 48.2% | 28.8% | 0.0% |
|          |      | 新宿区 | 0.0%  | 94.7% | 5.3%  | 0.0% |

（東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成4年5月））



## <令和5年度修正のポイント>

### 1 新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」による想定地震見直し

「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」の公表に伴い、区では、「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」がM7.3で発生した場合を想定し、震災対策計画を定めます。

### 2 新たな視点に基づく減災目標の設定

東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、新しい減災目標「2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。」が設定されました。

区は、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、新宿区地域防災計画の令和5年度修正では、「3つの視点」と「分野横断的な視点」に基づき、新たな減災目標を定めます。

減災の取組にあたっては、行政機関のみならず地域の様々な主体が防災対策に積極的に参画協働する取組を強化し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織、消防団などの地域防災力の向上を図ります。また、以下の「3 減災目標達成に向けた主な対策」への取組をはじめ、新宿区地域防災計画上の様々な施策を総合的に推進することにより、2030年度までに目標を達成することとします。

#### 【3つの視点】

|                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 家庭や地域における防災・減災対策の推進（一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく）        |
| (2) 区民の生命、身体及び財産を守る応急体制の強化（業務継続体制の確実な確保や都市基盤の強化などにより、区民の生命、身体及び財産を守り抜く）                 |
| (3) すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復（被災者の視点に立った避難所や生活環境の質の向上を図るとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す） |

#### 【分野横断的な視点】

| 分野横断的な視点 | 視点の考え方                                   |
|----------|------------------------------------------|
| ハード対策    | すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化          |
| 多様な視点に配慮 | 女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映                   |
| 防災DXの推進  | 防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」の活用を推進     |
| 人口構造     | 若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進 |

#### 《減災目標》

2030年度（令和12年度）までに、震災による直接死のゼロを目指す。また、負傷者、避難者及び建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減する。

### 3 減災目標達成に向けた主な対策

減災目標の達成に向けて、主な対策として次の取組みを掲げ、様々な施策を総合的に推進することとします。

|                       |                                                         |
|-----------------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 区民と地域の防災力の向上      | 区民や地域コミュニティにおける防災対策の促進、被災者の視点に立った多様な視点に配慮した防災対策の推進      |
| (2) 安全な都市づくりの実現       | 住宅・建築物の耐震化・不燃化の推進、無電柱化の推進、道路・橋りょうの耐震性の向上、家具類の転倒防止等対策の推進 |
| (3) 火災対応力の強化          | 出火防止対策の推進、初期消火対策の推進、地域の消防力の強化                           |
| (4) 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 国・都及び関係機関との相互協力体制の強化、区政のBCP等の関連計画の実効性の向上                |
| (5) 情報伝達体制の充実         | 関係機関との情報連絡体制の確保、区民への多様な情報提供体制の確保                        |
| (6) 医療救護・保健衛生体制の強化    | 医療機関・東京DMAT等との連携による災害医療体制の強化、感染症まん延を想定した防疫活動体制の強化       |
| (7) 帰宅困難者対策の推進        | 一斉帰宅抑制に向けた取組の推進、一時滞在施設の確保、新宿駅周辺地域における自助・共助の取組の促進        |
| (8) マンション防災対策の推進      | マンションにおける自助・共助の取組の促進、マンション防災力向上の推進                      |
| (9) 避難者支援の充実          | 多様な視点に立った避難所運営と区民の参画の促進、災害関連死抑止に向けた避難所環境の向上、備蓄物資の充実     |
| (10) 住民生活の早期再建の実現     | デジタル技術等を活用した生活再建支援業務の迅速化、災害用トイレの確保、災害廃棄物処理の円滑化          |

### 4 関係法令等の改正及び東京都地域防災計画（修正）の反映

令和3年度以降の国・東京都の動向について、計画に反映しました。主な内容は次のとおりです。

#### ◆防災基本計画の修正（令和4年、令和5年）

線状降水帯に関する情報発信、長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達 等

#### ◆東京都地域防災計画の修正（令和5年（震災編）、平成30年（火山編））

定性的な被害シナリオ（身の回りで起こり得る被害の様相）、マンション防災における自助・共助の構築、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応、富士山噴火降灰対策 等

#### ◆その他の関係法令・計画等の改正、公表

災害救助事務取扱要領の改正（令和4年、令和5年）、TOKYO 強靱化プロジェクトの公表（令和4年）、地震に関する地域危険度測定調査結果の公表（令和4年） 等

## 5 その他の主な修正ポイント

### ◆富士山噴火降灰対策

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいと見込まれるため、火山災害の特性を踏まえた災害予防計画を策定するとともに、災害応急・復旧対策計画として、応急活動体制のほか、宅地等の降灰除去や火山灰の収集及び処分について定めます。

### ◆複合災害への対応

同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要があります。

そこで、先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、複合災害に備え留意すべき事項を定めました。

### ◆マンション防災における自助・共助の構築

区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅であることや、大地震が発生した際に、エレベーターやトイレが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施など、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう啓発を行います。また、マンション居住者が主体となっていく自主的な防災対策活動に対して、「マンション防災はじめての一步」を活用した防災講話等の実施、アドバイザー派遣による防災対策及び防災訓練等の指導・助言、防災資機材の現物支給によるマンション自主防災組織の結成促進及び活動支援を行います。



中高層マンションにおける  
防災対策をまとめた小冊子

### ◆帰宅困難者対策

東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底、都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応、帰宅ルール等による安全な帰宅の推進等、都と連携した帰宅困難者対策を推進していきます。

### ◆要配慮者支援体制の確保

災害時において、高齢者や障害者等の要配慮者が正しい情報や支援を得て適切な行動がとれるとともに避難生活等を送るため、救助活動等の支援体制づくりを推進します。

- ・専門性を有したボランティア・区民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立に努めます。
- ・通所、訪問等の要配慮者へのサービスが滞り、身体機能の低下によって災害関連死が起ることを防ぐため、サービスを提供する事業者との連携に努めます。
- ・災害時要援護者に災害情報を確実に伝達するため、280MHz 帯戸別受信機（防災ラジオ）を無償貸与します。



新宿ルール周知ポスター

## 第2部 震災対策計画の主な内容

### 1 区、区民及び事業者の基本的責務と役割

地域防災計画では、地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に区民及び事業所が地域のなかで相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、そして第三に区民及び事業所と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくという考え方を基本としています。

#### ◆区の基本的責務

- ① 区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するための必要な施策の策定、防災体制の整備
- ② 災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興
- ③ 国、都及び関係区市町村との連絡調整、区民、事業者、ボランティア及び防災関係機関等との連携・協力 等

#### ◆区民の基本的責務

- ① 自己の安全の確保や互いの生命、身体及び財産の安全確保
- ② 自らの災害への備え
  - ア 耐震性及び耐火性等の確保
  - イ 家具類の転倒・落下・移動防止
  - ウ 出火の防止
  - エ 初期消火に必要な用具の準備
  - オ 飲料水及び食料の確保
  - カ 避難の経路、場所及び方法についての確認
  - キ 家族などとの緊急連絡手段の確保
- ③ 事業者、ボランティア、区、都及びその他の行政機関との協働による地域の復興
- ④ 行政機関が実施する震災対策事業への協力や、過去の震災から得られた教訓の伝承 等

#### ◆事業者の基本的責務

- ① 地域の復興に関する活動への協力
- ② 顧客、従業員等及び周辺住民並びに管理する施設・設備の安全確保
- ③ 周辺住民等との連携及び協力
- ④ 事業継続計画（BCP）や事業所防災計画の作成、各計画の点検・見直し
- ⑤ 施設の防災組織の育成 等

#### ◆区及び防災機関の役割

地域防災計画では、区及び区の地域を管轄する防災機関が防災に関して処理する業務を定めています。

- ① 区の役割  
防災会議、地域防災計画の総合調整、都やその他の防災関係機関との連絡、災害の予防・応急対策・復旧及び復興対策に関すること 等
- ② 都関係機関の役割  
河川・道路及び橋りょうの保全及び復旧、都立施設や都営の交通機関に関すること、水道・下水道に関すること、警視庁・消防署の業務 等
- ③ その他の公共的団体の役割  
上記のほか、交通事業者、ライフライン事業者、物流事業者、医療機関など、区民の生活にかかせない公共的団体の役割を定めています。

## 2 区民と地域の防災力向上

### ■到達目標■

- 1 自助の備えを講じている区民の割合を 100%に到達
- 2 防災区民組織の活動活性化により、地域防災力を向上
- 3 マンションを含めた地域の防災活動の活性化
- 4 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上
- 5 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化
- 6 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

### 1 具体的な取組（予防対策）

#### (1) 自助による区民の防災力の向上

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」とであるとの自覚を高め、防災対策に取り組むように、防災意識の啓発を推進するため、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を実施するとともに、飲料水や食料、医薬品等の備蓄を促進します。

#### (2) 防災意識の啓発

##### ア 防災広報の充実

地震に関する一般知識、出火防止・初期消火の心得、発災時の心得、準備等の防災意識の啓発を行います。

また、避難所に配備している各種防災資機材（発電機、災害用トイレ等）の使用目的や組み立て、操作方法を説明する動画を区公式 YouTube チャンネルで配信し、幅広い世代へ防災知識の普及啓発を図ります。

##### イ 防災教育の充実

区職員への防災教育を計画的に進めるとともに、学校、幼稚園、保育園、子ども園で防災教育を実施していきます。

#### (3) 防災訓練の強化

住民、事業所及び防災機関がそれぞれの役割を確認し、相互の連携を深めることで、発災時の防災活動を円滑に実施できるようにするため、各機関において防災訓練を行います。

#### (4) 防災区民組織等の強化

広い地域に渡って同時火災の発生、道路交通の混乱等が発生した場合、防災機関の活動だけでは、対応に限界があります。そのため、防災機関に加え、区民や事業所が一体となって初期消火や救出救助等を実施する必要があります。

区及び防災機関は、訓練、講習会、助成等により、地域住民が団結し組織的に防災活動を行う防災区民組織の育成強化や活性化を図るとともに、事業所の防災体制の指導等に努めていきます。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、防災区民組織等と連携し、女性や要配慮者の支援体制について検討するワークショップを実施するなどして、女性や要配慮者をはじめ地域の生活者の多様なニーズに応じた避難所運営に努めます。

#### (5) マンション防災における自助・共助の構築

マンション居住者が主体となって行う自主的な防災対策活動に対して、防災意識の啓発をはじめ、防災訓練等の指導・助言、防災資機材の助成等の支援を行っていきます。

#### (6) ボランティアとの連携の強化

被災地のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、区は、都、地域の社会福祉



災害に対する準備、発災時の行動等をまとめた小冊子

協議会、区民活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを進めます。

(7) 区民・行政・事業所等の連携

従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施する対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していきます。

(8) 地区防災計画の作成

災害対策基本法の改正により、ボトムアップ型により地域の防災力を高め、居住者や事業者による自発的な防災活動を促進する「地区防災計画制度」が創設され、地区防災計画を提案できる仕組みが設けられました。区は、区防災会議において、地区防災計画の作成が必要と判断された地区について、地区居住者等の参加のもと、地域防災力を強化するための具体的な事業に関する計画を定めていきます。

## 2 具体的な取組（応急対策）

(1) 地震発生時の区民の取組

発災時、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止します。その後、災害情報等の確認や、各家庭の備蓄を活用し、自主防災活動に務めるものとします。

(2) 地域による応急対策の実施

消防団、防災区民組織、事業所等は、自らの安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施します。

(3) 区民及び民間団体との協力体制

発災時は、区及び防災関係機関が相互に協力し、総力をもって応急対策を実施することはもちろん、区民、防災区民組織及び事業所の防災組織等、地域に密着した民間団体の協力が不可欠のため、協力体制の確立を図ります。

## 3 安全な都市づくりの実現

### ■到達目標■

- 1 重点整備地域の不燃領域率 70%
- 2 建築物の耐震化
- 3 消防水利不足地域の解消

## 1 具体的な取組（予防対策）

(1) 防災都市づくり

発災時に大規模な火災や都市機能の低下を防ぐとともに、円滑に消火、避難、救助、救援活動を実施するため、逃げないですむまち・安全で安心して住めるまちの実現に向け、都や防災関係機関等と連携して、次の取組を中心に、地域の状況や特性に応じた防災性の向上を図っていきます。

ア 災害に強い都市構造の確保

イ 市街地整備に向けたまちづくり

ウ 道路の整備

エ 建築物の耐震化及び安全対策（新防火地域の指定：上落合二・三丁目地区ほか／感震ブレーカー等設置費用助成 等）

オ 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止対策

カ 文化財施設の安全対策

キ 区有施設の応急危険度判定実施体制の整備

ク 液状化、長周期地震動への対策

区は都と連携し、「東京都 建物における液状化ポータルサイト」を活用して液状化の危険性や対策に関する情報を発信していくとともに、地盤調査データの情報提供を行います。

また、長周期地震動に関する情報の普及・啓発活動を推進し、理解促進等を図ります。

ケ 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止

実態調査の結果を基に、ブロック塀等の安全化指導及び啓発を行っています。

コ 高層建築物及び地下街等の安全化

サ オープンスペース等の確保等

(2) 危険物等の安全化

石油等の危険物施設や高圧ガス・有毒物質等については、法令による規制、指導等により、安全化を図ります。

## 2 具体的な取組（応急対策）

(1) 消火・救助・救急活動

発災時に想定される火災や危険物、有毒ガス等の漏えい等の拡大を防止するため、消火・救助・救急活動体制及び消防機関、危険物等施設の管理者等による応急活動態勢を確立します。

(2) 河川施設等の応急対策による二次災害防止

余震等による二次災害を防止・軽減するため、都や施設管理者と連携して、河川施設等、社会公共施設等、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止等の応急対策を行います。

(3) 危険物等の応急措置による危険防止

有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

(4) 公共施設等の応急・復旧対策

都市機能の確保や各種復旧対策の実施に欠かせない上・下水道施設、電力施設、電話通信設備、都市ガス施設、交通施設等の公共施設等については、適切な応急対策及び早期復旧に向けた取組を進めます。

## 3 具体的な取組（復旧対策）

社会公共施設等については、原状復旧を基本にしつつ、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧に努めます。また、二次的な土砂災害防止対策については、地盤の緩み等により土砂災害の危険性が高まっている箇所へ、可能な限りの対策を行います。

## 4 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

### ■到達目標（都）■

1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進

2 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の水道管路の耐震継手化、下水道の耐震化の更なる推進

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

## 1 具体的な取組（予防対策）

(1) 交通施設等の安全化

道路、鉄道等の交通施設については、耐震化や長寿命化対策をはじめ、電線類の地中化を進めるとともに、道路占用物の耐震化、関係交通機関施設の耐震化等を働きかけていきます。また、橋りょうについては、平成30年度に改定した、「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検、補修工事を実施していきます。

## (2) 生活関連施設の安全化

水道・下水道施設等の耐震化や、早期復旧に向けた仕組みづくり等ライフライン機能の確保に向けた対策を実施します。また、自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持します。

## 2 具体的な取組（応急対策）

### (1) 警備・交通規制

発災時は、社会的混乱及び道路交通の混乱が予測されるため、警察が総力をあげた警備態勢をとります。

また、発災直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保することを重点として交通規制を実施します。

#### ア 第一次交通規制

大地震が発生した場合は、速やかに環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する等の第一次交通規制を実施します。

#### イ 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等を勘案し、第一次交通規制から第二次交通規制に移行し、規制範囲を拡大又は縮小します。

### (2) 道路・橋りょう・河川

道路、橋りょう、河川等の公共施設が地震により損壊した場合、その後の救援救護活動等に重大な支障を及ぼす恐れがあります。これらの公共施設等が被災した場合、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動ができるよう努めます。

また、多数の乗客を輸送する鉄道は、発災時に直接人命にかかわる被害を発生させる恐れがあるため、被害を最小限にとどめ、迅速・適切な応急措置を講じることにより、輸送の確保を図るものとします。

### (3) 生活関連施設の応急対策

上下水道、電力、ガス、通信等の都市施設が被災した場合、都市機能がマヒし、その影響は極めて大きい。各防災関係機関においてそれぞれの活動態勢を確立の上連携し、応急対策、広報活動等を迅速に実施します。

## 3 具体的な取組（復旧対策）

### (1) 道路・橋りょう

道路・橋りょう管理者は、道路上の障害物を除去し、被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行います。

### (2) 鉄道施設

各鉄道事業者は、都市機能の確保や復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めます。応急対策の終了後、被害原因等を調査分析し、本復旧計画を立て、実施します。

### (3) 河川施設等

河川の護岸施設等が破損した場合、区は応急復旧については、大規模なものを除き都の指導の下に行います。都は応急復旧に関し、区に技術援助を行うほか、大規模なものについては、直接実施します。

### (4) 水道

都水道局が行う水道の復旧は、首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指します。

(5) 下水道

都下水道局は、水再生センター、幹線管きょ等の主要施設から順に復旧を図ります。

(6) 電力・ガス・通信等

東京電力、東京ガスグループ等の事業者が、緊急度、社会的優先度等を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に応急対策を行います。

## 5 広域的な視点からの応急対応力の強化

### ■到達目標■

- 1 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
- 2 近隣自治体や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携
- 3 大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保

### 1 具体的な取組（予防対策）

(1) 災害活動体制の整備

応急対策を迅速・的確に実施するためには、活動要員の確保と発災初期における対応が重要であり、区では次のように災害活動に必要な施策を講じています。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ア 災害時応急活動マニュアルの作成 | イ 災害対策本部運営訓練等の実施 |
| ウ 防災服等の配備         | エ 職員防災住宅の整備      |
| オ 職員連絡網の整備        |                  |

(2) 事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定

発災時、区役所自体も被災し、人員、物資等の利用に制約が生じる事態に備え、区は、「新宿区事業継続計画（地震編）」を策定しています（平成31年3月改定、令和6年度以降改定予定）。

- \* BCP：被害想定の下で、震災により人員・物資等の利用に制約が生じると予想される一定期間において優先して実施すべき業務をあらかじめ特定すること、限られた人員・物資等の資源を有効に活用すること、また、そのための資源の確保等の課題と対策について定めたもの。

(3) 消火・救助・救急活動体制の整備

ア 対策内容と役割分担

| 機関名   | 安全化対策                                                                                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京消防庁 | 1 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備<br>2 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立<br>3 航空消防活動体制の整備<br>4 孤立が想定される地域における救助訓練を確立<br>5 立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施<br>6 特別区消防団に対する教育訓練の充実<br>7 外国人への救急対応の充実強化 |
| 警視庁   | 1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化<br>2 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化                                                                                                                                        |
| 区     | 区内3消防署と連携し、防災区民組織等の教育訓練を実施                                                                                                                                                                 |

イ 都の広域連携体制

都は、発災時に他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、九都県市、全国知事会、21大都市（政令市）、関西広域連合等他の地方公共団体と相互応援協定を締結しています。また、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受入れ、区市町村とも連携して被災地支援につなげていくため、「東京都災害時受援応援計画」を策定しています。

#### ウ 出火の防止

消防署は、発災時の出火を防ぐため、電気設備等の耐震化指導及び電気火災の防止に向けた普及啓発、火気設備・器具等の安全化、事業所防災計画の作成推進等の施策を進めます。

#### エ 初期消火体制の充実

延焼火災の防止には、初期消火対策が特に重要であるため、区は地域消火器、小型消防ポンプ及びスタンドパイプの配備等により、各消防署は消防用設備の適正化、初期消火資機材の開発・普及及び地域における自主防災体制の充実強化等により、区民の防災行動力向上を図っています。

#### オ 火災の拡大防止

現在の都市構造では、出火防止や初期消火を徹底しても、なお延焼火災が予想されます。火災が予想される地域については、区の防災都市づくり等にあわせて、次のとおり人命の安全確保を重点とした消防活動体制の充実を図ります。

- ・消防水利の整備
- ・消防活動路等の確保
- ・ヘリサインの整備
- ・消防活動が困難な地域への対策
- ・地域防災体制の確立

### (4) 相互応援協力等

被害状況により、他の機関に協力を求めることが予想されるため、区では各機関と相互応援協力協定を締結しています。

#### ア 国・地方公共団体との相互協力

都との給水施設の維持管理及び運用に関する協定、長野県伊那市、山梨県北杜市、群馬県沼田市との相互援助協定、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定、国土交通省関東地方整備局との災害時の情報交換に関する協定等を締結しています。

#### イ 公共的団体等との協定

医師会との医療救護活動協定、歯科医師会との歯科医療救護活動協定、薬剤師会との救護活動協定や医薬品の備蓄及び供給に関する協定、柔道整復師会との応急救護活動協定、獣医師会との協定、区内消防署などとの飲食店における防火・防災上の安全性の確保に係る覚書等を締結しています。

#### ウ 民間団体・学校等との協定

物資等の供給や輸送力確保に関する協定、資機材・人材提供等に関する協定のほか、避難場所等の確保や帰宅困難者対策のための協定等を締結しています。

### (5) 応急活動拠点の整備

#### ア 防災センターの整備

発災時に区本庁舎に甚大な被害が生じた場合を想定し、区災害対策本部や災害情報支援システムのバックアップ施設として、新宿区立防災センターを整備しています。

#### イ 防災活動拠点の整備

上落合防災活動拠点及び小滝橋地域防災活動拠点を整備しています。

#### ウ 災害応急活動施設の整備

区は、災害時の応急活動施設として、区の施設を災害応急活動拠点、避難施設等として指定し、これらの施設に防災資機材、食料等の備蓄等の整備をしています。

## 2 具体的な取組（応急対策）

### (1) 区の応急活動態勢

#### ア 区災害対策本部の設置

区内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、新宿区災害対策本部条例等に基づき、区災害対策本部を設置し、災害応急対策に必要な職員を動員・配置します。

そのため、発災時等の迅速な応急態勢の確立に向け、職員防災住宅を設置するとともに、緊急時職員参集システムを整備しています。

#### イ 警察署（警視庁）の活動態勢

警察署は、警視庁管内に大地震が発生した場合は、警備本部を設置して指揮体制を確立し、被害実態の把握、交通規制、救出救助等の活動を行います。

#### ウ 防災機関の活動体制

関係防災機関は、所管の災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、協力します。

#### (2) 消火・救助・救急活動

消防署は、発災時、住民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期すよう、あらゆる手段で呼掛けるとともに、消防団を含め、全機能をあげて災害に即応した防御活動を展開し、住民の生命及び財産を守ります。

#### (3) 相互応援協力

発災時、区及び各防災関係機関は応急対策を実施するとともに、被災状況に応じて、都、他区市町村等の他の機関と相互に協力し、災害対策の円滑な実施を図ります。また、区災害対策本部が設置された場合には、区及び防災機関は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置をとります。

国や他自治体等からの人的・物的資源の支援については、令和2年3月に策定した「新宿区災害時受援応援計画」に基づき、受援ニーズの把握や受入調整を行います。

#### (4) 救出救助機関との連携

都は警察、消防、自衛隊から提供される情報を集約・共有し、各機関間の連携及び活動等を支援します。区は、各機関が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都と緊密に連携を図り、情報を共有します。

#### (5) 自衛隊への災害派遣要請

区長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請します。

## 6 情報通信の確保

### ■到達目標■

#### 1 情報通信設備の確保

#### 2 事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備

### 1 具体的な取組（予防対策）

#### (1) 情報機器の整備

迅速かつ的確な応急対策の実施に向け、正確な被害情報の収集と伝達を行うため、区では、防災行政無線等の通信機器の整備や災害情報システム、緊急時職員参集システム等を導入しています。また、都は、各区市町村、警視庁、消防署、防災機関などに、災害情報システム（DIS）等の防災行政無線網を整備しています。

#### (2) 情報連絡体制の整備

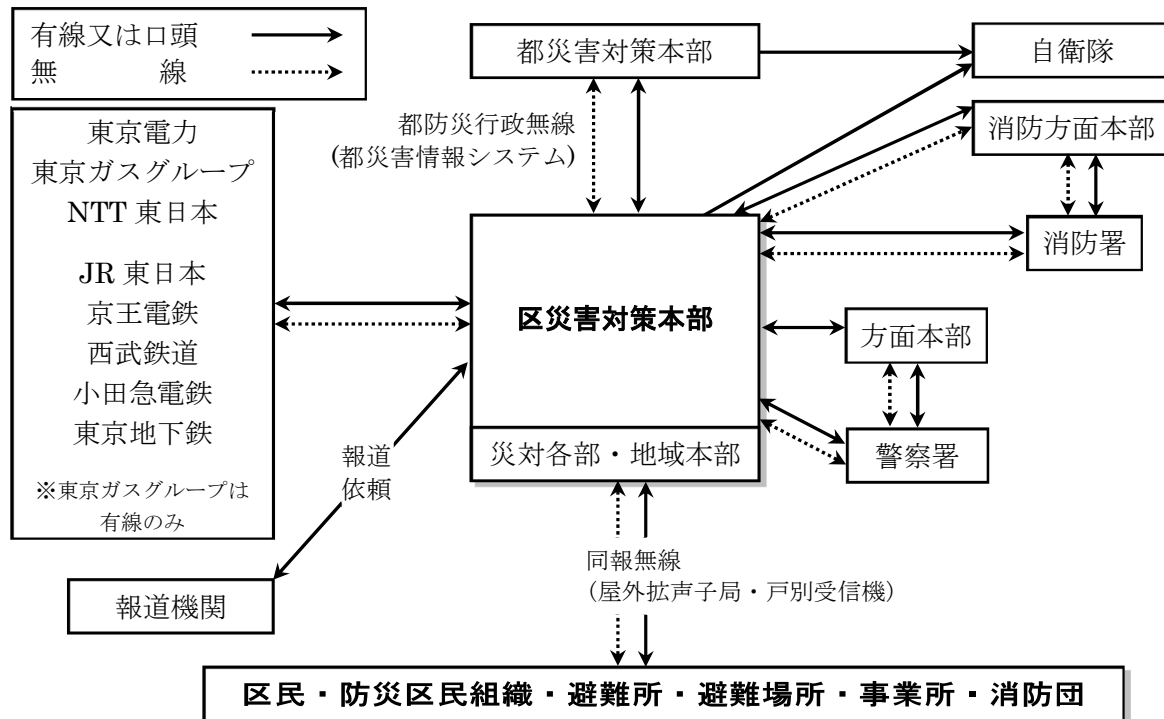
防災機関相互及び住民等への情報通信連絡体制を整備するとともに、住民相互の安否確認のための情報連絡等の環境整備も行います。

## 2 具体的な取組（応急対策）

### (1) 情報連絡体制

円滑な応急対策を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携の下、災害情報を的確・迅速に把握する必要があります。震災時の情報連絡体制は、次の図のとおりです。

凡 例



### (2) 被害状況等の調査及び報告

各種応急対策の実施のため、災害各部・地域本部は、区内の被害状況、被災者の実態についての確かな情報把握に努め、区で取りまとめたうえ、都等に報告します。

### (3) 広報及び広聴活動

区は、防災関係機関と連携するとともに、インターネットやSNS、緊急速報メール等を積極的に活用し、被害情報や救援活動情報など、住民に対して速やかに正確な情報を提供します。また、災害対策基本法に基づき、家族等から照会があったときは、被災者の安否情報を提供します。さらに、広聴活動を展開し、住民の要望事項の把握に努めます。

## 7 医療救護・保健等対策

### ■到達目標■

- 1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化
- 2 医薬品等の確保に向けた、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化
- 3 都内の全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化 100%）、区内の病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築
- 4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

## 1 具体的な取組（予防対策）

### (1) 初動医療体制等の整備

ア 被災状況を踏まえ、限られた医療資源を最大限活用できるよう、情報連絡体制を構築します。

イ 医療救護班等の編成をはじめ、医療救護所や医療救護活動の拠点となる災害医療救護支援センターの設置等の医療救護活動に必要な体制を確保します。

- ウ 負傷者等の搬送体制の確保を行います。
- エ 必要な防疫用の資器材の備蓄、防疫体制の整備を行います。

## (2) 医薬品・医療資器材の確保

的確な医療を提供するため、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、区薬剤師会や卸売販売業者と連携した医薬品等の供給体制を強化します。

## (3) 医療施設の基盤整備

都による災害拠点病院及び災害拠点精神科病院等の指定や災害医療支援病院の位置付け等に従い、区内の医療機関との連携体制を構築します。

## (4) 遺体の取扱い

遺体収容所の運営等に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努めます。

# 2 具体的な取組（応急対策）

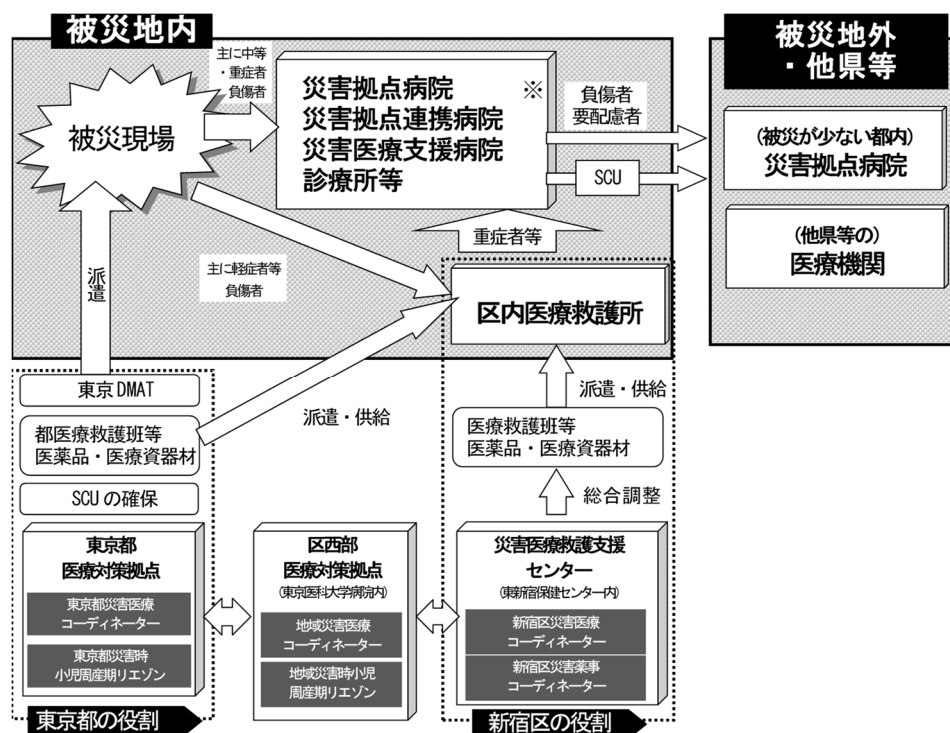
## (1) 救助・救急医療活動

### ア 救助・救急活動

警察、消防等の関係機関と連携し、迅速・的確な負傷者への救助・救急活動を行います。

### イ 医療救護

災害時医療救護の流れは、次のとおりです。



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。  
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

## ウ 傷病者の搬送及び収容

搬送手段を持つ機関と連携して、緊急度や搬送人数に応じた搬送手段を確保します。

## エ 医薬品、医療資器材の調達等

区は、発災後速やかに災害医療救護支援センター（医薬品保管庫併設）を設置し、医薬品等の備蓄を活用するほか、状況により協定を締結した団体等からも調達します。

## オ 保健衛生体制

避難所等における健康の保持・管理・増進に関する保健衛生対策を行うとともに、被災

住民に対するメンタルヘルスケアを行います。

#### カ 防疫

災害時における食中毒の発生、感染症のまん延を防止するための措置を講じます。

#### (2) 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

災害による行方不明者や死亡者については、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、区及び防災関係機関は連絡を密にして、遅滞なく対応します。

### 3 具体的な取組（復旧対策）

防疫体制を確立し、食中毒の発生や感染症のまん延等を防止する措置を講じます。

## 8 帰宅困難者対策

### ■到達目標■

- 1 事業所における帰宅困難者対策の強化
- 2 一時滞在施設の確保及び質的向上
- 3 DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備
- 4 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援

### 1 具体的な取組（予防対策）

#### (1) 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠であり、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するため、一斉帰宅抑制などの条例に基づく取組内容の周知徹底を進めていきます。

また、事業者における施設内待機計画の策定、新宿駅周辺防災対策協議会の運営、集客施設及び駅等の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等を進めます。

#### (2) 帰宅困難者への情報通信体制整備

都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築します。

#### (3) 一時滞在施設の確保及び運営の支援

行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設の確保を進めるとともに、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行います。

#### (4) 帰宅支援のための体制整備

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、都及び区は公共交通機関の運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築します。

### 2 具体的な取組（応急対策）

#### (1) 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

都及び区は、一時滞在施設の開設・運営状況を把握するために、都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用し、速やかな情報収集を行うほか、滞留者に対し報道機関やSNS等を活用し、安全確保のための行動を呼びかける。

また、一時滞在施設では、国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけや、区からの要請等に基づき、施設の安全確認や災害関連情報等による周辺状況を確認の上、帰宅困難者を受け入れます。

## (2) 事業所等における帰宅困難者対策

災害関連情報等や周辺の火災状況等を確認し、施設の安全を確認したうえ、従業員、来所者等を施設内又は他の安全な場所に待機させます。

## (3) 駅周辺の混乱防止

新宿駅周辺防災対策協議会は、現地本部等を立ち上げ、情報収集等を行うとともに、大型ビジョン、掲示板等様々な手法を活用して、滞留者等に必要な情報の提供や家族等との安否確認方法の周知に努めます。また、新宿駅周辺の滞留者等を避難場所や一時滞在施設等へ誘導し、安全な待機を促します。

集客施設及び駅等の事業者は、施設の安全性の確認、一時滞在施設への誘導、利用者の保護や情報提供等を行います。

## 3 具体的な取組（復旧対策）

公共交通機関が復旧した際に、帰宅の集中による混乱を避けるため、関係機関や事業者が連携し、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど、安全な帰宅のためのルールに基づく対応を推進します。

また、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すための支援を充実させます。

## 9 避難者対策

### ■到達目標■

- 1 避難体制の整備
- 2 避難場所の確保や安全性等の確保
- 3 女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

## 1 具体的な取組（予防対策）

### (1) 避難体制の整備

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、避難場所等の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する人員を適切に配置するとともに、効率的・効果的な避難を実現するため、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を通じ、避難場所、避難所、一時集合場所などの役割や、安全な避難方法について周知を図ります。

### (2) 避難場所・避難所等の指定・安全化

ア 次のように避難所等を指定しています。

#### (ア) 一時(いつとき)集合場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、各防災区民組織が、近隣の公園等を選定しています。

#### (イ) 避難場所

延焼火災等から避難者を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、都が指定を行います。

#### (ウ) 地区内残留地区

不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域として、都が指定を行います。

#### (エ) 避難所

災害により住居を失ったり、被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する建物で、区が指定する区有施設等を行います。また、高齢者や障害者

等のために、二次避難所（福祉避難所）を指定しています。

- イ 避難所に指定した建物は、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保します。
- ウ 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努めます。

### (3) 避難所の管理運営体制の整備

- ア 避難所の管理運営が円滑に行われるよう、あらかじめ「避難所管理運営マニュアル」を作成します。
- イ 避難所に貯水槽、災害用トイレ、マット、非常用電源、発電機、通信機器等のほか、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めます。
- ウ 避難所の管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を進めるとともに、女性の視点等を意識した避難所運営の重要性を関係者に周知します。
- エ 公立小中学校等の避難所は、食料等の備蓄や資器材等を整備する等、避難所機能の強化を図ります。
- オ 福祉関係のボランティアの派遣について、福祉関係団体等と協定等を締結する等体制整備を図ります。

### (4) 要配慮者等の安全確保

#### ア 要配慮者支援体制の確保

防災区民組織や近隣住民等による要配慮者への協力体制づくりを推進します。

#### (ア) 「避難行動要支援者名簿」の作成

区では、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握するため、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、区内の警察、消防、防災区民組織等に本人同意を得た上で配布するとともに、一定の要件で抽出した災害時要援護者名簿（対象者名簿）を作成し、発災時に、安否確認用として区内の警察、消防等へ配布する、重層的な備えに努めています。区では、現在、申請方式名簿と対象者名簿とを一体化した名簿を、災害対策基本法に規定する「避難行動要支援者名簿」として位置づけ、活用しています。

※ 要配慮者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする方。具体的には、「高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦」等を想定。

※ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方。具体的には、区が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登録対象となる方

#### (イ) 地域が一体となった協力体制の推進

消防署は、要配慮者の安全確保のため、地域が一体となった協力体制づくりを推進

#### (ロ) 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者への家具転倒防止器具無料取付け

安全確保のため、家具転倒防止器具取付けを無料で実施

#### (ハ) 要配慮者の避難に係る普及啓発等

防災と福祉の連携による高齢者等の要配慮者の避難行動に対する理解の促進、要配慮者災害用セルフプラン作成の推進

#### イ 防災意識の普及・啓発

#### (ア) 要配慮者防災行動マニュアルの配布

#### (イ) 外国語によるパンフレット等の作成及び外国語広報誌等を活用した啓発

#### (ロ) 防災訓練の充実

#### ウ 災害時における対策



要配慮者防災行動マニュアル  
「いざ大地震に備えて」

(ア) 要配慮者への対応

区は、要配慮者に対する応急対策等を行うため、各避難所運営管理協議会の女性・子ども部や民間ボランティア団体と協働し、安否確認や支援サービス等の総合的対策を行います。また、社会福祉施設と二次避難所（福祉避難所）の開設と運営に関する協定について、関係機関と協議していきます。

(イ) 仮設住宅の建設及び入居者の選定

都は、仮設住宅を建設する際、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備、構造の住宅を建設します。また、区は、入居者の選定に際し要配慮者の優先に努めます。

(ロ) 巡回保健相談の実施

避難所、仮設住宅等への巡回保健相談を行う際、要配慮者に対して、よりきめ細かく対応します。

(ハ) 食料、トイレ対策

区は、乳幼児、高齢者等に配慮し、粉ミルク、離乳食、おかゆ等を備蓄するとともに、高齢者、障害者等に配慮し、車イス対応の仮設トイレを備蓄しています。

また、二次避難所（福祉避難所）にポータブルトイレ、簡易ベッド、飲料水、食料、発電機等を備蓄しています。

## 2 具体的な取組（応急対策）

(1) 避難体制

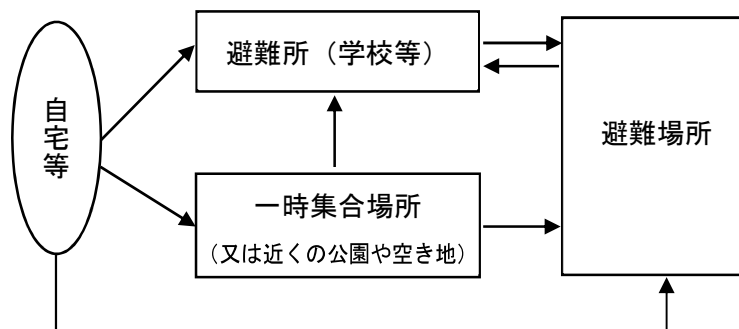
ア 避難指示など

危険が切迫した場合、区長は所轄警察署長・消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示します。なお、区長は、状況により住民に対する「屋内での退避等の安全確保措置」の指示や、「避難指示等に当たって国や都知事に対して助言を求めること」ができます。

イ 避難誘導

区は、避難指示等がなされた場合、警察、消防の協力を得て避難者を避難場所等に誘導します。

避難者は、まず一時集合場所に一時的に集合して集団となった後、災害状況等を見ながら、防災区民組織のリーダー、区職員、警察官等の誘導により避難場所又は避難所へ避難します。



(2) 避難場所の運用

区が警察、消防、医師会等の防災関係機関、住民、防災区民組織等の協力を得て運用します。避難場所では、避難者に対する情報の伝達や給食・給水、仮設トイレの設置等の混乱防止に必要な応急措置を行います。

(3) 分散避難

避難所での環境変化による避難者の体調悪化等を防ぐため、分散避難を推進します。

(4) 避難所の設置・運営

区は、「新宿区避難所開設・運営方針」を策定し、避難所の自主開設参集基準を震度5弱と定めたほか、避難所運営における指揮命令系統や、区職員、学校教職員等の役割を明確にしています。

ア 開設期間

避難所の開設期間は、発災の日から原則として7日以内とします。

#### イ 避難所の運営・救援活動

- (ア) 避難所運営管理マニュアルに基づき、区、防災区民組織等の地域住民、避難所となる施設の管理者、ボランティア等が中心となって運営しますが、発災直後は区職員が参集できない可能性が高いため、防災区民組織等が中心となります。
- (イ) 地域本部、避難所運営管理協議会に属する防災区民組織、被災住民、ボランティア等が協働して救援活動を行います。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、区は、避難所における感染症対策物資の配備を行うとともに、避難所での感染症対策を示した「避難所運営管理ガイドライン（感染症対策編）」を策定しました。感染症まん延期においては、当ガイドラインに基づき避難所を運営します。また、感染した場合に重症化する恐れのある避難者は、予め協定を締結している旅館・ホテル等を避難所として利用できるよう努めます。

#### ウ 避難者の他地区への移送

区長は、区が設置する避難所に避難者を収容できないときは、避難者の他地区（非被災地、小被災地又は隣接県）への移送を都知事に要請します。

#### エ 要配慮者等への対応

避難所に避難した要配慮者に対して、主に次の点に留意します。なお、被害や避難の状況から必要と認めた場合には、二次避難所（福祉避難所）を開設します。

- (ア) 高齢者、障害者等は、できるだけ環境条件の良い場所に収容
- (イ) 要配慮者の避難所生活に支障が生じないように配慮
- (ウ) 障害の程度、病状等に注意し、避難所での生活が困難と認められる場合は、二次避難所（福祉避難所）又は適切な施設への移送

#### オ 車中泊

車両による避難の禁止や、車中泊等による健康リスクの存在等、車中泊に関する啓発事項について、発災後にも積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止します。

#### カ ボランティアの受入れ

ボランティアや職能団体等の専門性を有した外部支援者の協力を得られるよう努めるとともに、区災害ボランティアセンター等を通じて、ボランティアを受入れます。

#### キ 犬猫等動物の保護・取扱

区は、「学校避難所動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会等防災関係機関や動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物救護所を設置します。

## 10 物流・備蓄・輸送対策の推進

### ■到達目標■

- 1 発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進
- 2 国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築
- 3 適正な物資備蓄体制の構築
- 4 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

### 1 具体的な取組（予防対策）

#### (1) 飲料水・食料・生活必需品等の確保

都と連携して、飲料水・食料・生活必需品等を確保するとともに、そのための備蓄倉庫、輸送拠点の整備を進めます。

#### (2) 輸送車両の確保

区は、震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」を事前に交付を受け、必要な車両の確保を図ります。

## 2 具体的な取組（応急対策）

### (1) 飲料水・食料等の配給

災害時に飲料水の供給が停止した際、都及び区は、直ちに応急給水を実施するとともに、区は被災者に対し速やかに、食料の配給、生活必需品等の給与を行います。救援物資の受入れについては、「新宿区災害時受援応援計画」に基づき、ニーズの把握や配分調整を行うとともに、供給体制を整えます。

### (2) 緊急輸送

災害応急対策に要する人員、物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものであり、必要な車両の調達と運用、緊急輸送ネットワークの整備、緊急道路障害物除去等を行います。

## 3 具体的な取組（復旧対策）

時間の経過とともに多様化する被災者ニーズの把握に努めるとともに、炊き出しや飲料水の安全確保、生活用水の確保、備蓄物資・調達物資・支援物資の輸送及び配布等を実施します。

## 11 放射性物質対策

### ■到達目標■

- 1 円滑かつ適切に対応できる体制の整備
- 2 適切な情報提供による区民不安の解消

## 1 具体的な取組（予防対策）

### (1) 情報伝達体制の整備

区は都と連携して、放射性物質等の影響が懸念される事態に備え、迅速かつ機能的に対応できる体制を構築します。

### (2) 区民への情報提供

国、都と連携し、役割分担を明確化のうえ、必要な情報を提供できる体制を整備します。また、区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めます。

## 2 具体的な取組（応急対策）

区民の混乱や不安等を最小限に抑えるため、国、都等と連携して、区内の放射線量等の測定・検査を行い、その結果を公表するとともに、他の機関からの情報収集に努め、状況に応じた適切な対策を実施します。

## 3 具体的な取組（復旧対策）

### (1) 保健医療活動

健康相談に関する窓口の設置、外部被ばく線量等の測定等を実施します。

### (2) 放射性物質への対応

国の対処方針等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、適切な対応をとります。

### (3) 風評被害への対応

経済的な被害等、風評被害を防ぐため、正しい情報を発信します。

## 12 住民の生活の早期再建

### ■到達目標■

- 1 生活再建の迅速化
- 2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- 3 災害廃棄物処理体制の構築

### 1 具体的な取組（予防対策）

#### (1) 生活再建のための事前準備

応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保に努めるとともに、住家被害認定調査や罹災証明書発行のための体制等を整備に向け、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施します。

#### (2) トイレの確保及びし尿処理

区は、災害用トイレを備蓄等により確保するとともに、住民自身によるトイレ用品などの備蓄等、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めます。

#### (3) ごみ及び災害廃棄物処理

大量に発生するごみ及び災害廃棄物の処理は、区は、特別区間及び東京二十三区清掃一部事務組合等と連携して、仮置場や最終処分場等の確保を推進します。また、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制や周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等については、「新宿区災害廃棄物処理計画」に基づき、検討を進めます。

### 2 具体的な取組（応急対策）

#### (1) 被災住宅及び被災宅地の応急危険度判定

二次災害の防止等のため、早期に住宅の被災状況を調査し、使用の可否等を応急的に判断します。

#### (2) 住家被害認定調査

罹災証明書の交付に必要な住家の被害程度を確認するため、また、住宅応急修理、仮設住宅の供給等のための基礎資料とするため、住家被害認定調査を行います。

#### (3) 罹災証明書の交付

各種公的融資や租税等の減免等が必要となるため、迅速な交付を行います。

#### (4) 義援金の募集・受付

区、都、日本赤十字社東京都支部等各機関は、被害状況を勘案し、義援金募集の実施を検討します。実施を決定した場合には、区ホームページへの掲載等、広く周知を図ります。

#### (5) トイレの確保及びし尿処理

各避難所の避難人数、災害用トイレ、し尿収集業務団体等との協定等により、確保可能なし尿収集車台数等を把握した上で、都下水道局と連携した下水道施設への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を行います。

#### (6) ごみ及び災害廃棄物処理

大量に発生するごみ及び災害廃棄物の処理は、区が実施し、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速に処理できる体制を整備します。

#### (7) 応急教育・応急保育

災害時における区立幼稚園児及び区立小・中・特別支援学校児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、災害予防、応急対策等

について万全を期するとともに、地震が発生した場合には、児童生徒等は全て学校等に留め置き保護します。

(8) 災害救助法の適用

区域で一定規模以上の災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合、区長は、災害救助法の適用を都知事に要請し、応急対策に万全を期します。

(9) 激甚災害の指定

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても、激甚法による財政援助と助成措置等を受け、迅速かつ適切な応急復旧を実施するための手続きをとります。

### 3 具体的な取組（復旧対策）

(1) 応急住宅対策

自己の資力によっては住居を確保できない被災者を対象に、必要最小限の住宅の応急修理を実施し、又は応急仮設住宅を設置します。

(2) 被災者の生活再建支援

被災者の生活相談等の実施、義援金の募集・受付・配分、災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付、被災者生活再建支援金の支給、職業のあっせん、租税等の徴収猶予及び減免等により、生活再建を推進します。

(3) 事業者等への支援

都及び政府系金融機関は、被害を受けた中小企業等に対し、復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図ります。

(4) 災害廃棄物処理の実施

都は、区市町村の被災状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を決定します。区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討します。

(5) 災害救助法の運用等

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、被災者の救出や住宅の応急修理等の救助活動を実施します。

## 13 災害復興計画

### 1 復興の基本的考え方

大規模な震災被害の発生時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を進める必要があります。応急、復旧は対策を迅速・機動的に、復興は対策を中長期的視点に立って、計画的に実施します。

復興に際して、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業等の施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

### 2 復興本部

本格的な復興にむけて、立ち上がり期から復興活動を速やかにかつ組織的・計画的に行うための統轄組織として区長を本部長とする震災復興本部を設置します。

### 3 震災復興計画の策定

復興計画の策定に向けた流れは、次のとおりです。

| 期間                        | 期間の性格                              | 配慮すべき事項                                                     | 対応方針                                                                                                             |
|---------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急対応期<br>(発災から<br>1週間程度)  | 1 生命の維持と緊急の生活条件の確保<br>2 復興の初動体制の確立 | 1 緊急の救援救護活動の推進<br>2 的確な被災状況の把握<br>3 初動期の対応方針の確立             | 1 区民への周知と緊急救助<br>2 災害対策本部の設置<br>3 避難所の開設と運営<br>4 救援物資の配給と調整<br>5 緊急輸送路の確保<br>6 震災復興本部の設置準備                       |
| 避難期<br>(1週間から<br>1箇月程度)   | 1 都市生活・都市活動の復旧措置<br>2 復興の基本方針の確立   | 1 避難所の運営と救援活動の推進<br>2 復旧活動の推進と仮設市街地づくり<br>3 復興方針の確立と復興条例の準備 | 1 避難所の円滑な運営<br>2 救援物資の配給と調整<br>3 インフラ復旧<br>4 災害廃棄物処理<br>5 応急仮設住宅の供給<br>6 震災復興方針及び都市復興基本方針の策定と公表<br>7 建築制限と復興整備条例 |
| 応急復興期<br>(1箇月から<br>2箇月程度) | 1 応急的な仮設市街地づくりの推進<br>2 都市計画の手続き    | 1 建築制限期間(2 箇月)以降の対応方針の確立<br>2 時限的市街地づくり<br>3 都市計画手続きの推進     | 1 被災市街地復興推進地域指定等の都市計画の手続き<br>2 応急仮設住宅及び時限的市街地づくりの推進<br>3 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表                                     |
| 復興準備期<br>(2箇月から<br>3箇月程度) | 1 必要な応急復旧の完了<br>2 復興まちづくりの協議始まる    | 1 復興に向けての準備<br>2 復興まちづくりの協議と合意形成<br>3 復興に向けての第一歩            | 1 ライフラインの応急復旧<br>2 仮設市街地づくりの完了<br>3 復興まちづくりの協議<br>4 まちづくり手法の準備と合意形成<br>5 復興まちづくり計画決定と事業化                         |
| 復興始動期<br>(3箇月から<br>6箇月程度) | 1 本格市街地づくりへの移行<br>2 まちづくりの合意形成     | 1 本格市街地づくりの推進<br>2 まちづくりの合意形成と復興まちづくり計画の策定<br>3 復興計画の策定     | 1 恒常的な住宅への移行<br>2 ライフラインの本格復旧<br>3 まちづくりの協議とまちづくり計画の策定<br>4 必要な都市計画決定<br>5 震災復興計画及び都市復興基本計画の策定と公表                |
| 本格復興期<br>(6箇月以降)          | 新しい復興まちづくりの推進                      | 1 まちづくり事業の推進                                                | 1 まちづくり事業の推進<br>2 都市施設の整備                                                                                        |

## 第3部 風水害対策計画の主な内容

### 1 計画の方針

#### 1 計画の目的

近年、河川や下水道の整備水準を上回る豪雨が頻発しています。東京においては、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われる浸水被害にたびたび見舞われています。

区では、区の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを計画の目的とします。

#### 2 風水害に関する近年の区の対応

令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、区内で集中豪雨等に伴う浸水などが発生するおそれがあったため、区の災害対策本部を設置するとともに、自主避難所の開設を行い、区民の不安の解消に努めました。区では、本台風における災対各部の対応や活動等について検証し、課題とそれに対する方向性を整理したうえで対応方針等を取りまとめ、以下6つを重点項目としました。

##### (1) 避難情報の発令基準

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正を受け、台風接近前から対応すべき事柄を整理した「新宿区タイムライン（水害・土砂災害編）」を決定しました。

##### (2) 自主避難所運営体制

自主避難所は、区が発令する避難指示等によるものではなく、区民が身の安全を確保するため自主的に避難する場所を提供することを目的として開設する施設です。自主避難所の運営に関わる者の役割分担や実施すべき事項を明確にするため令和2年8月に「自主避難所運営管理マニュアル」を策定しました。

##### (3) 避難所開設

避難所は、区が避難指示等が発令することなどに伴い開設するものです。円滑に避難所を開設するため、令和2年9月に「水害時避難所運営マニュアル」を策定しました。

##### (4) 職員態勢

避難所運営が円滑に行えるよう、令和2年度に風水害時の職員態勢の増強を図りました。

##### (5) 情報伝達

災害時に区ホームページへのアクセスの集中によるサーバーの負荷を分散する仕組みの導入や、軽量簡易表示版に切り替える手順の整理を行うとともに、民間事業者と情報伝達に係る協定を締結するなど、情報提供体制の強化を図りました。

##### (6) 区有（直営・指定管理等）施設運営等

台風暴風圏の進路にかかる場合などの閉館判断基準（閉館、一部閉館等）及びイベントの中止を判断する基準を改めて確認しました。また、風水害時に計画運休された場合の各課の通常業務の職員体制について検討し、計画運休時の対応について考え方を整理しました。

### 3 東京都の検討(中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～)

近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、調節池水準を時間50mm降雨から、地域の降雨特性を踏まえて、区部では時間最大75mm降雨、多摩部では時間最大65mm降雨(いずれも年超過確率1/20で等しい)に引き上げました。

整備にあたっては、「東京都豪雨対策基本方針」に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間50mmまでは河道で、それを超える部分は調節池等で対応することを基本としています。

## 2 豪雨対策

### 1 河川の整備等

区内には、荒川水系一級河川として、神田川、妙正寺川の2河川があり、その総延長は、8,816mとなっています。河川等の改修は進んでいるが、豪雨時には流域内の雨量を流下しきれず、所々で浸水被害を及ぼす危険性は残されています。

この河川の改修状況、今後の計画や調節池の整備状況とともに、内水排除施設としての下水道施設の整備状況と計画、また、雨水の一時的な貯留や地下浸透施設についての施策を取りあげています。

#### (1) 区内の河川の整備

都による神田川及び妙正寺川の整備については、時間降雨50mm対応から流域対策を含め時間降雨75mm対応に引き上げ対策を進めることになっています。

#### (2) 調節池の整備

都は、洪水による下流部への危険度増大を防止するため、流水の一部を一時的に貯留し、浸水被害を防ぐための施設として、調節池の整備を進めています。

#### (3) 雨水流出抑制施設

水害対策として、河川や下水道など治水施設の整備を促進するとともに、流域から河川や下水道に流出する雨水量を抑制する工夫も重要な対策です。区では、このような総合的な治水対策の一環として、区所管の公共施設に雨水流出抑制施設の設置を実施し、さらに区以外の公共施設及び民間施設に対しても設置の指導を行っています。

### 2 浸水想定区域の指定及び水深の公表

都は、平成27年度の水防法改正を受け、「想定しうる最大規模の降雨」を想定した改定図(想定最大規模降雨版)への更新を行い、平成30年3月に想定最大規模降雨のシミュレーションによる「神田川流域浸水予想区域図」、「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図」として公表しました。

また、平成30年3月に「想定しうる最大規模の高潮による氾濫」を想定した「高潮浸水想定区域図」を公表しました。

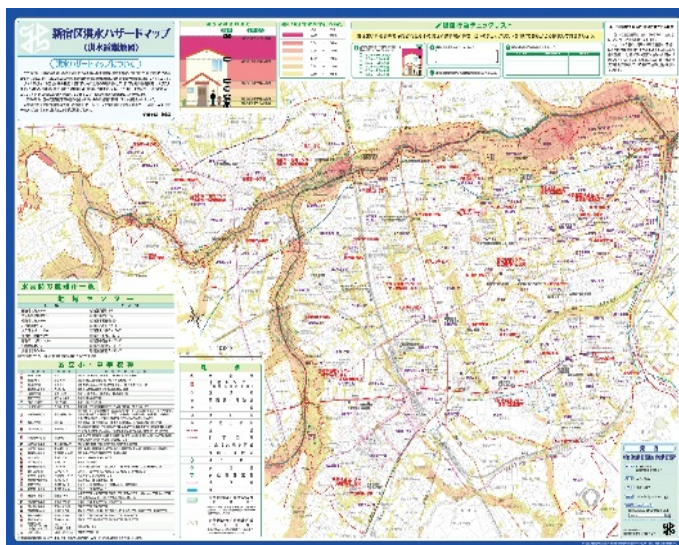
さらに、平成30年12月には「城南地区河川流域浸水予想区域図」を、令和3年3月には「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」を、想定最大規模降雨のシミュレーションによる区域図として公表しました。

### 3 洪水ハザードマップの作成・公表

区は、都の想定最大規模降雨のシミュレーションによる豪雨時の浸水予想区域等を表示した、新宿区洪水ハザードマップを作成しています。

本ハザードマップは、平成 31 年 1 月発行時に、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた災害発生前に習得しておくべき情報を充実させるとともに、令和 3 年 8 月発行時には、新たな避難情報等について反映させました。

区は、今後も、水害時に備えた平常時からの区民の防災意識の向上を図るため、本ハザードマップを活用し、居住する地域の災害リスクや取るべき行動について、理解促進に努めていきます。



新宿区洪水ハザードマップ

また、本ハザードマップに表示された浸水が想定される区域に地下室等を設置する場合は、浸水対策措置の届出を求めています。さらに、この計画では、水防法に基づく神田川流域浸水想定区域における地下街等、要配慮者利用施設等の警戒避難体制の整備についても定めています。

### 3 土砂災害対策

#### 1 土砂災害警戒区域等の指定

都は、平成 29 年 3 月、区内の自然斜面において土砂災害警戒区域 20 か所（内、土砂災害特別警戒区域 14 か所）を指定し、その後、令和元年 9 月、区内の人工斜面において土砂災害警戒区域 35 か所（内、土砂災害特別警戒区域 24 か所）を指定しました。

その後、斜面地の対策工事の完了にあわせ、都は指定区域の全域解除等を行っており、令和 5 年 6 月現在、自然斜面において土砂災害警戒区域 19 か所（内、土砂災害特別警戒区域 13 か所）、人工斜面において土砂災害警戒区域 35 か所（内、土砂災害特別警戒区域 21 か所）となっています。

区は、土砂災害ハザードマップ作成し、土砂災害警戒区域等の住民への戸別配布等による危険性の周知や警戒避難体制の整備等を行っています。

#### 2 警戒避難体制の整備

##### (1) 情報の収集・伝達

区は、気象庁が発表する大雨注意報や大雨警報等の気象情報をはじめ、土砂災害警戒情報及び警戒判定メッシュ情報を収集します。さらに、土砂災害の前兆現象を把握するため、職員の巡回監視を行うとともに、特別出張所、消防署、警察署及び消防団等関係機関から情報を収集します。

避難指示等の発令や避難所の開設状況等、避難に関する情報を警戒区域等の住民へ確実に伝達するため、区ホームページや防災行政無線、区防災気象情報メール、X（旧 Twitter）等の SNS、広報車による広報など、多様な手段を用いた迅速な情報伝達を行います。

## (2) 避難指示等の発令

土砂災害警戒情報が発表された場合、区はただちに避難指示等を発令することを基本とします。ただし、警戒区域の地理的状況が異なるため、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報等）を活用し、地域特性を踏まえた避難指示等の発令を判断します。また、発令は警戒区域ごとに個別に区域を明示して行います。

## (3) 避難所の開設・運営

区は、避難指示等を発令するにあたり、水害時の避難所の指定に準じ、地域センター及び区立小・中学校等（一部の学校を除く）区施設を避難所として開設し、避難誘導を行います。風水害時の避難所については、区職員が運営します。

# 4 避難対策

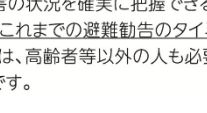
## 1 警戒レベルの導入・避難情報の伝達

平成 31 年3月より意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生の恐れの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入されました。

区は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、区民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

なお、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難勧告と避難指示の一本化等を盛り込んだ「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が令和3年5月から施行され、「避難勧告等に関するガイドライン」は「避難情報に関するガイドライン」と改定されました。

新たな避難情報に関するポスター・チラシ(内閣府)

| 警戒レベル                    | 新たな避難情報等                                                                                                |                                  | これまでの避難情報等               |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 5                        | <br>災害発生<br>又は切迫     | きんきゅうあんぜんかくほ<br><b>緊急安全確保</b> ※1 | 災害発生情報<br>(発生を確認したときに発令) |
| ~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~ |                                                                                                         |                                  |                          |
| 4                        | <br>災害の<br>おそれ高い     | ひなんしじ<br><b>避難指示</b> ※2          | ・避難指示(緊急)<br>・避難勧告       |
| 3                        | <br>災害の<br>おそれあり     | こうれいしゃとうひなん<br><b>高齢者等避難</b> ※3  | 避難準備・<br>高齢者等避難開始        |
| 2                        | <br>気象状況悪化           | 大雨・洪水・高潮注意報<br>(気象庁)             | 大雨・洪水・高潮注意報<br>(気象庁)     |
| 1                        | <br>今後気象状況<br>悪化のおそれ | 早期注意情報<br>(気象庁)                  | 早期注意情報<br>(気象庁)          |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 2 洪水浸水想定区域等における避難体制の確保

区は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法に基づき、洪水浸水想定区域内の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水予報等を伝達してきました。

その後、災害対策基本法の改正に伴い、令和4年4月13日に、区内の一部地域が高潮浸水想定区域の指定を受けたことから、区は、高潮浸水想定区域内の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しても洪水予報等を伝達し、避難体制を確保していきます。

## 3 首都圏における大規模水害時の広域避難に向けた検討

国と都は、首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関相互の連携・役割分担のあり方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下「検討会」という。）を平成30年6月に設置しました。

検討会では、令和元年東日本台風（台風第19号）で顕在化した課題を踏まえ、広域避難に関する関係機関の連携・役割分担あり方を整理し、令和4年3月に「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめました。

検討会では、今後、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら広域避難対策の検討を重ねていきます。

## 第4部 富士山噴火降灰対策計画の主な内容

### 1 計画の前提

富士山は、噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年6月に富士山ハザードマップが作成されました。

また、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、平成30年8月に中央防災会議防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が設置されました。同ワーキングが令和2年4月に公表した降灰シミュレーションによれば、新宿区付近においても累積で10cm弱の降灰被害が予想されており、区内で様々な被害や影響が生じるおそれがあるため、富士山降灰対策について定めます。

#### ◆火山灰による被害

- ・健康被害：呼吸器系の影響、角膜のひっかき傷や結膜炎等の目の症状、皮膚の炎症 等
- ・交通被害：視界の悪化による交通事故、道路の通行不能 等
- ・ライフライン被害：降灰による停電 等
- ・建物被害：火山灰の重みによる屋根の崩落
- ・給水被害：水の汚濁や給水装置の遮断・破損、小規模でふたのない給水施設の支障 等

### 2 災害予防計画

予防計画の実行にあたっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の区民活動団体、防災区民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討していきます。

#### (1) 区民の役割

- ア 火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等の理解
- イ マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備
- ウ 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担
- エ 降灰注意報等の情報確認

#### (2) 防災区民組織等の役割

- ア 降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項の周知等の徹底
- イ 情報伝達、避難等の各種訓練の実施
- ウ 非常食の備蓄

#### (3) 事業所の役割

- ア 社屋内外の安全確保、防災資器材、食料等の備蓄等、従業員及び来客の安全確保
- イ 防災計画、事業継続計画(BCP)、非常用マニュアル等の整備、点検及び見直しの実施
- ウ 組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災区民組織等との協力など地域社会の安全性の向上
- エ 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実及び強化

### 3 災害応急計画

区は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、都、他の区市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、区民等と連携して、災害応急対策の実施に努めていきます。

#### (1) 交通規制

広域的な降灰による被害発生時には、東京都公安委員会の決定により必要な措置を講じます。また、警察署は、被災地及びその周辺道路における危険防止、交通の安全及び円滑を図るため、通行禁止、一方通行等の交通規制を実施します。

#### (2) 交通機関の応急・復旧対策

降灰により、道路及び道路施設、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、道路管理者及び鉄道管理者は被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図ります。

#### (3) 宅地等の降灰対策

区は、一般の住民では対応が困難な宅地の降灰について、降灰運搬、収集した降灰の処分等を国や都と連携して対応します。

#### (4) 火山灰の収集及び処分

ア 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとします。

イ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。

ウ 宅地等に降った火山灰の運搬については、区は国や都と連携し行うものとします。

エ 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとします。

## 第5部 南海トラフ地震等防災対策計画の主な内容

### 1 対策の考え方

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、島しょ部で最大28mの大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっています。しかし、区部・多摩地区の震度は、ごく一部で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で5強以下とされ、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的とされており、区の想定震度は、5弱あるいは5強とされています。そのため、区の南海トラフ地震等防災対策については、「震災対策計画」を準用します。

### 2 南海トラフ地震に関連する情報及び区の対策

#### (1) 南海トラフ地震に関連する情報の周知等

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしています。そのため、区では国から防災対応について指示や呼びかけがあった場合、区民に対して速やかに周知します。

また、島しょ町村の被災時において、区が都から避難者の受入を指示された場合に備え、避難所等における避難者の受入体制の整備に努めます。

#### (2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

| 情報名               | 発表条件                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震<br>臨時情報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>                                                                                |
| 南海トラフ地震<br>関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）</li> </ul> <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p> |

新宿区地域防災計画（令和5年度修正）概要版（令和6年3月）

新宿区危機管理担当部危機管理課  
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
電話03-5273-4592

※この印刷物は、委託業者により550部印刷製本しています。その経費として、1部あたり460円（税込）  
かかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

印刷物作成番号 2023-5-2401